

シニアワークプログラム事業実施要領

I 事業の趣旨

1 背景

少子高齢化の進展、高年齢者を取り巻く厳しい雇用失業情勢、高年齢者の雇用・就業ニーズの多様化等の社会環境の中で、日本経済の活力を維持していくためには、できるだけ多くの高年齢者が長年培った知識・経験を生かし、その意欲と能力に応じ、労働等を通じて社会を支える側に回ることが重要であり、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会（生涯現役社会）を実現する必要がある。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で定める55歳以上の高年齢者の雇用失業情勢は、若年者と共に完全失業率等、非常に厳しい状況にあり、高年齢者の再就職支援の必要性が強く求められているところである。

2 目的

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、事業主団体、本事業の受託者が協力し、55歳以上の就職を希望する高年齢者を対象に、その居住地により近い地域において主に短時間雇用を前提とした技能講習設定、雇用・就業機会確保推進員の配置等、雇用・就業に繋げる一貫した就職支援を行うことにより、高年齢求職者の雇用・就業の実現に資することを目的とする。

II 本事業の概要（本事業に係る支援対象者、構成及び主な関係者と役割）

1 本事業の支援対象者

ハローワークに求職登録した55歳以上の高年齢求職者（以下「高年齢求職者」という。）とする。

2 本事業の構成

シニアワークプログラム地域事業（以下「地域SP事業」という。）及びシニアワークプログラム中央指導事業（以下「中央指導事業」という。）により構成する。

3 本事業実施に係る主な関係者と役割

(1) 厚生労働省本省

本事業全体の調整を行う。

併せて、中央指導事業の委託者として、中央指導事業の調整を行う。

(2) 都道府県労働局

地域SP事業の委託者として、受託者の実績報告、また、実績があがっていない講座の原因特定、未就職者（就業者含む）に係る就職支援内容等を議論するシニアワークプログラム検討推進委員会を行い、都道府県労働局管轄地域内における、地域SP事業全体の調整を行う。

(3) ハローワーク

地域SP事業の受託者等と連携し、次の①及び②を行う。

- ① 地域SP事業で設定される技能講習へ、受講が必要と思われる高年齢求職者の誘導。
- ② 技能講習修了者を対象とした、管理選考（求職者・求人者間の面接の機会を提供し、職業紹介を行うもの。以下同じ。）をはじめとする職業相談・職業紹介の実施。

(4) 地域SP事業の受託者

- ① 都道府県労働局（以下「労働局」という。）、ハローワーク、中央指導事業の受託者と連携し、地域SP事業（下記Ⅲの1参照）を実施。
- ② 地域における高年齢求職者の多様な雇用・就業ニーズ、企業ニーズを踏まえた技能講習の設定及び高年齢求職者に対する就職支援に精通した民間事業者（以下「地域SP事業受託者」という。）に労働局が委託する。

(5) 中央指導事業の受託者

- ① 厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び労働局と連携し、地域SP事業受託者の指導等を行う中央指導事業（下記Ⅳ参照）を実施。
- ② 高年齢者の雇用・就業支援に精通し、地域SP事業の適切かつ効果的な実施について全国的な視点から専門的・技術的支援を行うことができる民間事業者（以下「中央指導事業受託者」という。）に本省が委託する。

Ⅲ 地域SP事業

1 地域SP事業受託者の業務

地域SP事業受託者は、別に定める「シニアワークプログラム地域事業委託要綱」に基づき、以下の事項を実施する。

なお、費用は全て地域SP事業受託者負担とし、支援対象者から技能講習の受講料及び受講に係る経費は徴しないこと。

(1) 高年齢者活用啓発の実施

事業主団体、団体傘下の事業主等に対して高年齢者雇用の有効性に関する啓発・広報活動を実施し、高年齢者活用の機運を高めるとともに、事業主団体、団体傘下の事業主等の地域SP事業への参加勧奨を行うこと。

(2) 企業・高年齢者雇用ニーズの把握及び求人・求職者に対する本事業の周知・広報の実施

高年齢者の雇用・就業に資する求人・求職情報等を収集・分析するとともに、求人・求職者に対して地域SP事業の周知・広報を実施すること。。

(3) 導入支援の実施

技能講習受講希望者に対して、適切かつ効果的な就職支援に資するため受講申込時に緊要度や対象者の就労ニーズ等を把握することを通じ、以下のとおり、相談や助言等の導入支援を実施する。

- ① 技能講習受講希望者に対する相談を実施し、緊要度や就労ニーズ等を把握する。その際、適正検査やキャリア・コンサルティングといった方法も活用する。

- ② 定員の関係等により技能講習受講に至らなかった場合は、別の技能講習を案内する等、必要な支援を継続する。
 - ③ 技能講習受講以外の就職支援が必要と思われる者については、ハローワークにその旨を伝え、対応を検討する。
- (4) 技能講習の実施
- 高年齢求職者の居住地により近い地域で技能講習を設定する。
- ① 当該地域の求人者及び高年齢求職者のニーズを踏まえた、就職に資するための技能講習を座学・実習等により行うこと。
 - ② 雇用形態による具体的求人をハローワークが受理可能な分野・内容の技能講習を設定すること。
 - ③ 開講時期については、期間中、求人の状況等を踏まえ雇用による就職が見込める時期に留意し、講習が全く実施されない期間がないように努めること。
 - ④ 就職可能性を高めるため、地域の事業主団体等を活用した職場体験について、技能講習と一体的に行うことも可能とする。
- (5) 技能講習受講者に係る就職支援
- ① 技能講習受講中及び修了後に雇用形態による就職が可能な求人を、技能講習設定前に地域S P事業受託者が次により開拓し、技能講習受講者へ提供。
 - a ハローワークの既存求人のうち、講習受講者が就職可能なものを地域S P事業受託者が分析し、当該求人事業主に対し技能講習受講者の採用可能性について働きかけを行う（職業紹介はハローワークが実施）。
 - b 設定する技能講習に関連する求人を地域S P事業受託者が開拓しハローワークに情報提供（ハローワークが求人受理）。
 - ② ハローワークが実施する管理選考への協力
 - a 地域S P事業受託者は、上記①等の活動を通じ、管理選考への参加を事業主に働きかける。
 - b 設定した技能講習ごとの管理選考開催に向け、開始者数、修了見込者数、修了見込者用に準備した求人情報等を労働局へ随時報告する。
労働局の判断により、地域S P事業受託者から管轄ハローワークへ、直接報告・調整することも可能とする。
 - c 地域S P事業受託者は、管理選考参加事業主の求人情報を事前に技能講習受講者へ手交する等、管理選考への参加を働きかける。
 - d 技能講習修了後において、技能講習の効果、実施内容、受託者の講習についての満足度を把握し、今後の就職活動の方針等の参考とするために、受託者において、受講者アンケートを作成・実施・集計・分析し、以降の講習設定の方法を検討する。
 - e 技能講習最終日に管理選考を実施する等、技能講習カリキュラムの工夫と日程等についてハローワークとの調整。
 - ③ 技能講習修了者について、雇用形態による就職が確認できるまで、次の就職支援を続ける（以下「フォローアップ」という。）。
 - a 上記①等による求人情報の提供

- b キャリア・コンサルタント等による就職支援
 - c 雇用就職が困難である場合の次善策としての就業支援
 - d 雇用・就業状況の把握
- (6) 事業実施に必要な体制の整備
- 地域S P事業受託者は、地域の高年齢者の雇用動向等に係る専門的な知識を有する次に掲げる者を配置し、上記Ⅲ 1 (1)～(5)の業務を担当する。
- なお、①と②の兼務、④と⑤の兼務を可能とする。
- ① 管理責任者
 - a 地域S P事業の管理・運営に係る責任者として、地域S P事業全体に係る労働局、ハローワーク等、関係機関との調整業務
 - b 次の②から⑤に掲げる者が行う業務の総括的管理
 - ② シニアワークプログラム事業推進員の配置
 - a 高年齢者活用啓発の実施
 - b 企業・高年齢者雇用ニーズの把握及び求人・求職者に対する本事業の周知・広報
 - c 技能講習事業の企画
 - d 講習修了後の受講者アンケートの集計・分析
 - e その他、地域S P事業の実施に必要な業務
 - ③ シニアワーク事業推進補助員
 - シニアワーク事業推進員を補助する業務を行う。
 - ④ 雇用・就業機会確保推進員の配置
 - a 主に高年齢者の雇用就職に係る求人等の開拓を行う（上記1 (5) ①。）
 - b その他、地域S P事業の実施に必要な業務。
 - ⑤ 技能講習運営員
 - a 導入支援の実施
 - b フォローアップの実施
 - c 技能講習事業（職場体験も含む。）の実施
 - d 講習修了後の受講者アンケートの作成・実施
 - e 管理選考への協力
 - f その他、地域S P事業の実施に必要な業務
- (7) 中央指導事業の受託者に対する協力
- 中央指導事業の受託者（以下「中央指導事業受託者」という。）が行う指導、実績集計、好事例の作成等に協力すること。
- (8) 実績報告等
- ① 労働局及び中央指導事業受託者に対し、技能講習の実績（受講者の就職支援を含む。）について、毎月報告。
 - ② 労働局が開催するシニアワークプログラム検討推進委員会（下記3 (2) 参照）に参加し、技能講習ごとの実績等、以下についてを報告。また、当該委員会における指摘への迅速な対応。
 - a 定員充足、開始・修了者数、雇用・就業者数

- b 就職者について、「常用」「パート」「臨時」「起業」「自営」「就業」の別（各就業形態の定義については中央指導事業受託者から通知するものとする。）
 - c 技能講習修了後の未就職者に係る就職支援状況
 - d 雇用形態での就職が少ない技能講習についての分析結果
- ③ 上記のほか、労働局及び中央指導事業受託者の求めがあった場合の報告。
- (9) 事業実施にあたって達成すべき事項
- ① 技能講習開始者数
別途通知する人数以上とすること。
 - ② 雇用・就業率
別途通知する率以上とすること。
- (10) 地域SP事業関係資料の保存
地域SP事業の準備に際し用いた資料等は、委託事業関連書類として、当該年度の地域SP事業修了後、5年間保存すること。
- (11) その他地域SP事業実施に必要な労働局が示す事項

2 ハローワークが実施する業務

(1) 地域SP事業受託者との連携

- ① 管内で実施される技能講習について、情報共有
 - ② 高年齢求職者への技能講習情報の提供、技能講習が必要な者は地域SP事業受託者への誘導
 - ③ 地域SP事業受託者へハローワーク求人情報の提供（雇用・就業機会確保推進員との連携）
 - ④ 地域SP事業受託者が開拓した求人の受理
 - ⑤ 技能講習修了者に係る、管理選考をはじめとした職業相談・職業紹介
 - ⑥ その他、ハローワークの連携を必要とする事項
- (2) 労働局が主催するシニアワークプログラム検討推進委員会（下記3（2）参照）の参加。
労働局が指名するハローワークが参加。

3 労働局が実施する業務

(1) 事業主及び高齢求職者の意向を踏まえた講習地域・分野等を設定。

(2) シニアワークプログラム検討推進委員会の開催

① 設置

都道府県労働局長は、本事業を円滑に実施するため、高年齢者就労促進連絡会議の下にシニアワークプログラム検討推進委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

② 構成員

- a 検討委員会は、原則として、都道府県労働局、ハローワーク（労働局が指名する所）、事業受託者に加え、必要に応じて事業主団体等から構成する。

- b 事業主団体を構成員としない場合は、労働局が十分にその意向を確認し、検討委員会の議事に反映すること。

③ 議事内容

- a 地域SP事業受託者から、講習ごとの実績、就職支援状況等の報告。
 - ・ 雇用形態による就職実績があがっていない講座があるとすれば、その原因特定。
 - ・ 未就職者（就業者含む）に係る、今後の具体的支援内容。
 - ・ 事業主の意向に沿った技能講習内容となっているか確認。
- b ハローワークから、地域SP事業への関与状況について確認。
- c 上記のほか、必要な議事。

④ 開催時期・回数

- a 四半期ごとに、年4回開催。
- b 第1回は、地域SP事業委託契約締結後、すみやかに開催。

(3) 地域SP事業の運営に係る事項

労働局は検討委員会での議論を踏まえ、課題等に係る必要な判断・指示を行い、地域SP事業の適切な運営に努める。

- ① 管内地域における高年齢求職者、求人事業主の意向を踏まえた、講習内容・定員・時期等が適切に実施されているか。

- a 講習を希望する高年齢求職者の地域別の推計。
- b 雇用形態での就職が期待できる分野での講習が設定されているか。

- ② 委託期間内における、労働環境の変化等に対応できているか。

(4) 地域SP事業関係資料の保存

事業主や高年齢求職者からの意向把握（上記（1）参照）、検討推進委員会議事概要等、地域SP事業の準備に際し用いた資料等は、委託事業関連書類として、当該年度の地域SP事業終了後、5年間保存すること。

(5) 本省への報告等

- ① 労働局は、委託契約書の写し等、本省（職業安定局高齢・障害者雇用対策部 高齢者雇用対策課高齢者雇用事業室）へ提出することとするが、詳細は本省より別途通知すること。
- ② 委託費の額の確定に際しては、帳簿・証拠書類等の突合、確認または支払い状況等確認をし、確定の時期についても定められた期間内に速やかに行うこと。
- ③ 上記のほか、本省の求めがあった場合の報告。

IV 中央指導事業

中央指導事業受託者は、地域SP事業の適切かつ効果的实施のため、別に定める「シニアワークプログラム中央指導事業委託要綱」に基づいて以下の事項を実施する。

(1) 実地指導援助に関する事業

各都道府県で実施している地域SP事業の受託者に対し、直接現地に赴いて、地域SP事業の適切かつ効果的な運営に資するよう指導援助を実施する。

(2) 各種指導会議の実施

地域S P事業受託者の担当者に対し、地域S P事業の趣旨・目的の着実な達成及び適切かつ効果的な運営に資するため必要な知識・能力の付与等を目的とした各種指導会議を実施する。

(3) 地域S P事業に係る好事例の作成、活用

地域S P事業の効果的な実施に資する好事例等を収集し、好事例集としてとりまとめ、地域S P事業受託者への普及を行い、活用を図る。

(4) その他地域S P事業を適切かつ効果的に実施するために必要な事項

- ① 地域S P事業の実施状況等に関する全国集計を行う。
- ② 地域S P事業受託者、参加事業主及び受講を希望する高年齢求職者に対する個別の相談対応を行う。

V その他

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別途定める。